

公立大学法人滋賀県立大学地域共生センター規程

平成 25 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 155 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則第5条第2項、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第10条第3項および公立大学法人滋賀県立大学全学共通教育推進機構規程第14条の規定に基づき、地域共生センター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、滋賀県立大学（以下「本学」という。）が有する人的および知的資源を活用し、地域課題の解決や地域共生に関する教育（副専攻を含む。以下「地域教育」という。）および研究を推進するとともに、地域社会で活躍する人材の育成等により、地域の文化、産業等の振興および地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域教育の企画立案に関すること
- (2) 地域教育の教育課程の編成および実施に関すること
- (3) 地域教育の効果検証等に関すること
- (4) 地域課題の解決や地域共生等に関する研究に関すること
- (5) 地域との連携および交流に関すること
- (6) 地域における人材育成に関すること
- (7) 生涯学習に関すること
- (8) その他センターの目的達成のために必要な業務

(組織)

第4条 センターにセンター長を置き、地域連携を所掌する理事をもって充てる。

- 2 センターに専任教員を置く。
- 3 センターに兼務教員を置き、学部の専任教員から、センター長の推薦に基づき、理事長が任命する。
- 4 センターに特別研究員を置くことができる。
- 5 前3項に定める者のほか、センター長は、理事長の了承を得てセンターの運営に必要と認めた者をセンターに置くことができる。

(任期)

第5条 前条第3項の兼務教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の兼務教員の

任期は、前任者の残任期間とする。

(センター運営委員会)

第6条 センターの運営に関する事項を審議するため、地域共生センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの業務の企画、実施および評価に関すること
- (2) センターの人事に関すること
- (3) その他センターの運営に関すること

3 委員会は、センター長が委員長となり、専任教員、兼務教員、事務局次長および事務局地域連携推進グループ統括が委員となる。

4 前項の規定にかかわらず、委員長は、センターの運営上、必要と認めた者を委員会の委員に加えることができる。

(専門委員会)

第7条 センター長は、必要に応じ、委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会の事務)

第8条 委員会に関する事務は、事務局地域連携推進グループおよび教務グループにおいて行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 公立大学法人滋賀県立大学地域づくり教育研究センター規程は廃止する。

3 公立大学法人滋賀県立大学環境共生システム研究センター規程は廃止する。

4 公立大学法人滋賀県立大学環境共生システム研究センター運営委員会規程は廃止する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（第5条、第7条関係）

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。（第5条、第7条関係）

付 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。（第1条～5条、第7条～8条関係）

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(第5条関係)